

相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例

平成 21 年 3 月 13 日
条 例 第 1 4 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条並びに第 22 条の目的及び事業を遂行するため、笠置町に次のとおり公民館を設置する。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|------------------------|
| 笠置町中央公民館 | 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜 56 番地 |

(管理)

第 2 条 前条の公民館は、相楽東部広域連合教育委員会が管理運営する。

(職員)

第 3 条 公民館に館長及びその他必要な職員を置く。

(開放の範囲)

第 4 条 法第 20 条の目的を達成するため、法第 22 条に基づく事業のほか、笠置町内に事務所を有する社会教育団体及び公民館の目的達成に協力する団体並びに機関に開放する。

(使用料)

第 5 条 公民館を使用するものは、前条に規定する団体、機関のほかは、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

使用料一覧表

（単位：円）

| 区 分 | 使 用 料 | | | 冷 暖 房 加算1時間 | 実習経費 |
|------|-------|-------|-------|----------------|-----------------------|
| | 昼 間 | | 夜 間 | | |
| | 4時間以内 | 4～9時間 | 4時間以内 | | |
| 料理教室 | 500 | 800 | 800 | 200 | ガス水道代として 1台につき 200 |
| 和室 | 500 | 1,000 | 800 | 200 | |
| 会議室 | 400 | 800 | 600 | 300 | |
| 大ホール | 500 | 1,000 | 800 | 400 | |